

「財務局の保有する行政システム更改に関する工程管理支援及び財務局行政情報化LANシステム技術支援業務 一式」 調達仕様書(案)の意見招請の結果について

No.	対象文書名	頁番号	章・項番号等	仕様書等記述	意見	回答
1	調達仕様書	6	2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項 (1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達方式、実施時期	イ 関連する調達案件 ウ 調達方式と調達実施時期	本調達の契約期間中に、次期財務局行政情報化LANシステムに関する調達の運用・保守業務に係る契約が「2025年1月1日から2027年1月31日まで(予定)」となっており、次々期財務局LANの更改作業が2026年4月頃開始と存じます。  次々期財務局LAN更改作業の工程管理支援と技術支援担当との連携も円滑な更改作業につながりますので、本記載箇所に含めた方がよろしいかと思えます。	次々期財務局LANはデジタル庁が整備するGSSへの移行が予定されており、どのような調達が行われるか現時点で未定のため、要件の修正は行いません。
2	調達仕様書	18	4. 作業の実施内容等に関する事項 (1) 作業の内容 ア 財務局LAN工程管理・技術支援 (イ) 技術支援業務 K 依頼に基づく現地作業支援	(E)GSSへの移行に伴う次のような調査、準備について、情報管理官を支援する。  (a)GSSの庁舎内ネットワーク新規敷設調査等に係る情報管理官支援 (b)GSS移行に関してデジタル庁からの調査依頼に係る情報管理官支援 (c)GSSへのデータ移行に係る準備作業の支援(アカウント情報移行、データファイル移行、財務局LAN特有の事象の移行対応) (d)GSS移行時の作業に係る情報管理官支援(端末機器等の整備)	(d)GSS移行時の作業に係る情報管理官支援(端末機器等の整備) 上記の内容について、詳細な内容を明記された方がよろしいかと思えます。 代案として、以下の表記に変更いただけないかご検討いただけますと幸いです。  変更前:(d)GSS移行時の作業に係る情報管理官支援(端末機器等の整備)  変更後:(d)GSS移行時の準備作業に係る情報管理官支援(次期財務局LAN端末や周辺機器等の整備)	変更案の「次期財務局LAN端末」とは、GSS移行後の次期端末を指すものと思われますが、ご意見を踏まえ、要件を修正します。
3	調達仕様書	31	5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (3) 作業者に求める資格等の要件 エ その他要件 (エ) 以下のいずれかの運用に関する資格	(エ) 以下のいずれかの運用に関する資格 A ITサービスマネージャ(情報処理技術者試験等) B ITIL®4 Managing Professional(対応する何れかの認定資格等)	過去の仕様書には、「ITIL v3 インターメディアイト」の資格保有者も含まれておりましたが、本仕様書案からは上記の資格条件が除外されております。 代わりに「B ITIL®4 Managing Professional」の資格条件が追加されております。  「B ITIL®4 Managing Professional」は、「ITIL v3 インターメディアイト」のexpertレベルに相当する上位資格となりますため、参加できる企業が限られてしまいます。 これまで、「ITIL v3 インターメディアイト」の資格保有でも業務を遂行することができておりますため、こちらの条件緩和を希望いたします。  代案として、以下の表記に変更いただけないかご検討いただけますと幸いです。 変更前:B ITIL®4 Managing Professional(対応する何れかの認定資格等)  変更後:B ITIL®4 Managing Professional(対応する何れかの認定資格等)もしくは、ITIL v3 インターメディアイト相当の資格	ご意見を踏まえ、ITIL® v3 インターメディアイト以上(又はITIL® 4 における対応資格)の資格を含めるよう、要件を修正します。

No.	対象文書名	頁番号	章・項番号等	仕様書等記述	意見	回答
4	調達仕様書	38	8. 入札参加資格に関する事項 (1) 入札参加要件 イ 公的な資格や認証等の取得	<p>C 入札の参加にあたり、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%)以上とする旨を所定の様式により表明すること。また、当該様式で表明した賃上げが実行されているか、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は作成後速やかに関東財務局へ提出すること。なお、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において減点するものとする。</p>	<p>C 入札の参加にあたり、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%)以上とする旨を所定の様式により表明すること。</p> <p>上記の条件を満たす企業はほとんど限られてしまっているため、条件緩和を希望します。 過去の仕様書には上記文言は含まれておりません。 ※弊社も上記の条件を満たしていないため、入札参加ができません。</p> <p>そのため、上記の条件を除外いただくか、条件緩和いただきたいです。 除外が叶わない場合以下の代案でご検討いただけますと幸いです。</p> <p>変更後:C 入札の参加にあたり、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率(大企業の場合3%、中小企業等の場合1.5%)以上とする旨を所定の様式により表明することが望ましい。</p>	<p>現在の仕様書の記載においても、ご意見にかかる要件を必須としていないことから(8(1)イ(イ)ご参照)、要件の修正は行いません。</p> <p>なお、当該要件は、令和4年4月1日以降のすべての総合評価落札方式による調達において、評価項目として追加することとされております。</p> <p>○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(財務省ホームページ) <a href="https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/01.20211217.4803sougouhyoukatinagekaten01.pdf">https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/01.20211217.4803sougouhyoukatinagekaten01.pdf</a></p>
5	-	-	-	-	-	<p>工程管理の範囲について、財務局HPを対象外にすることとしました。 したがって、財務局HPにかかる記載を削除するとともに、本調達の件名を「財務局行政情報化LANシステム更改に関する工程管理支援及び技術支援業務一式」に修正する予定です。</p>